

自動車運転者を使用する事業場に対する 監督指導等の状況（平成31年・令和元年）

1 監督指導状況

- (1) 業種ごとの監督実施事業場数、労働基準関係法令違反の事業場数及び主な違反事項は、次のとおりであった。

※ 表中の()内は、監督実施事業場数に対する違反率。以下同じ。

業種	事項	監督実施 事業場数	労働基準関 係法令違反 事業場数	主な違反事項		
				労働時間	割増賃金	休日
トラック		54	44 (81.5%)	24 (44.4%)	16 (29.6%)	1 (1.9%)
バス		0	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
ハイヤー・ タクシー		1	1 (100.0%)	0 (0.0%)	1 (100.0%)	0 (0.0%)
その他		5	3 (60.0%)	2 (40.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
合計		60	48 (80.0%)	26 (43.3%)	17 (28.3%)	1 (1.7%)

(注1) 「その他」欄は、トラック、バス及びハイヤー・タクシー以外の業種で自動車運転者を使用する事業場（自社で製造した製品を運搬するトラック運転者を使用する製造業の事業場、建設現場で使用する資材等を運搬するトラック運転者を使用する建設業の事業場など）。以下同じ。

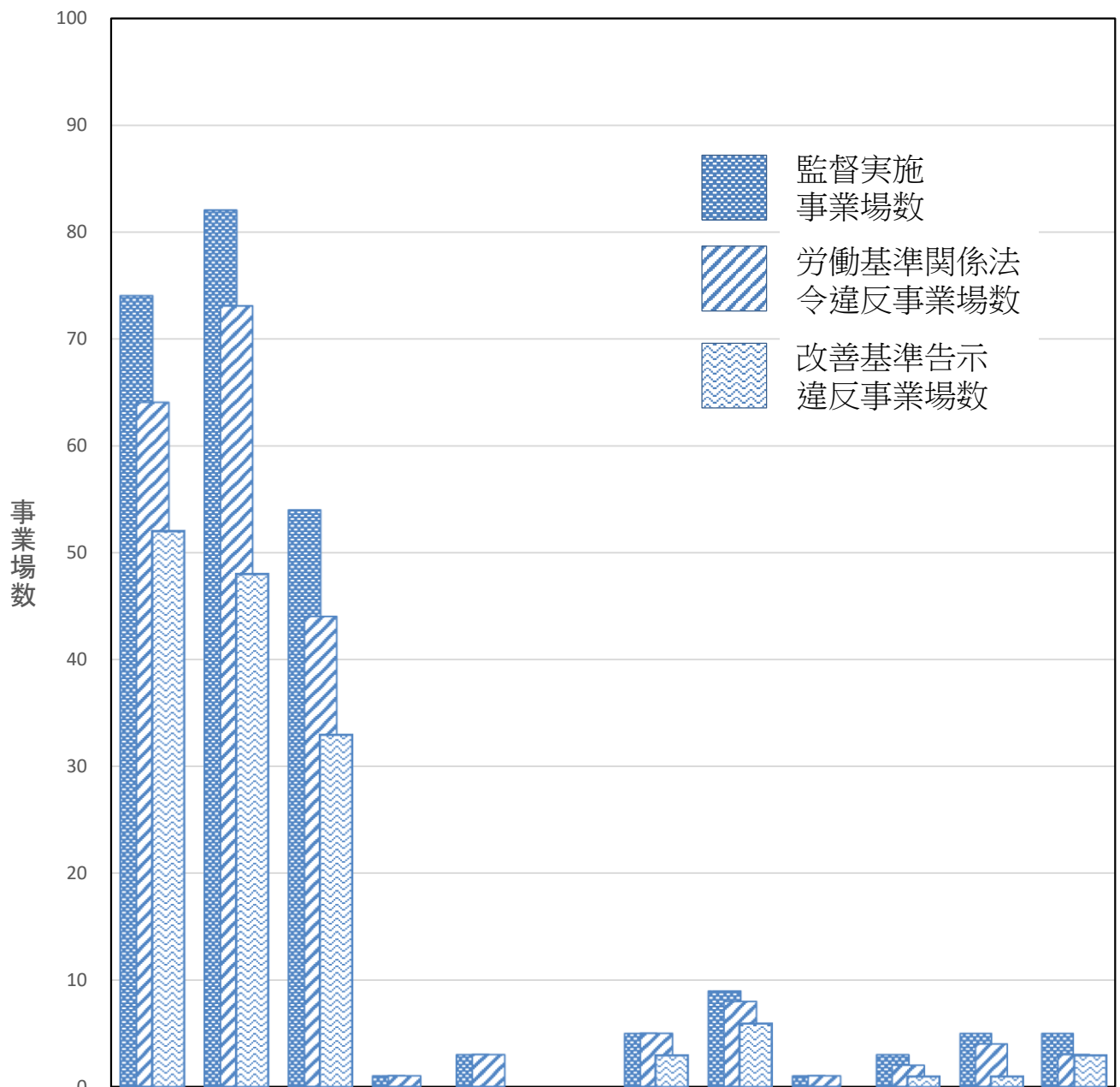
(注2) 違反事項が2つ以上ある場合は、各々に計上しているため、各違反事項の件数の合計と違反事業場数とは一致しない。以下同じ。

- (2) 業種ごとの改善基準告示違反事業場数及び主な違反事項は、次のとおりであった。

業種	事項	監督実施 事業場数	改善基準 告示違反 事業場数	主な違反事項				
				最大拘束 時間	総拘束 時間	休息期間	連続運転 時間	最大運転 時間
トラック		54	33 (61.1%)	28 (51.9%)	20 (37.0%)	19 (35.2%)	15 (27.8%)	7 (13.0%)
バス		0	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
ハイヤー・ タクシー		1	1 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (100.0%)	－ (－)	－ (－)
その他		5	2 (40.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (20.0%)	1 (20.0%)	0 (0.0%)
合計		60	36 (60.0%)	28 (46.7%)	20 (33.3%)	21 (35.0%)	16 (26.7%)	7 (11.7%)

(注) ハイヤー・タクシーは、改善基準告示において「連続運転時間」、「最大運転時間」の定めがない。

(3) 平成29年から平成31年・令和元年までの3年間における業種ごとの監督実施事業場数、労働基準関係法令違反の事業場数及び改善基準告示違反の事業場数は、次のとおりであった。



	トラック			バス			ハイヤー・タクシー			その他		
	平成29年	平成30年	平成31年・令和元年	平成29年	平成30年	平成31年・令和元年	平成29年	平成30年	平成31年・令和元年	平成29年	平成30年	平成31年・令和元年
監督実施事業場数	74	82	54	1	3	0	5	95	1	3	5	5
労働基準関係法令違反事業場数	64	73	44	1	3	0	5	8	1	2	4	3
改善基準告示違反事業場数	52	48	33	0	0	0	3	6	1	1	1	2

(4) 監督指導の事例には、以下のようなものがあった。

事例（トラック）

長時間労働を行わせているおそれのある運送会社に対して監督指導を実施

概要

- 自動車運転者について、ある1か月間において、1か月の総拘束時間の限度である320時間を2か月連続で超え（最大356時間）、1日の拘束時間の限度である16時間を最大9回超えている者が認められた。
- 法定の休憩時間（労働時間が6時間を超える場合は45分以上、8時間を超える場合は1時間以上）を取得していない日が認められた。

指導内容

- 1 36協定の限度時間を超えて、違法な時間外労働を行わせていたため、是正を指導した。また、過重労働による健康障害防止対策として長時間労働の削減について併せて指導した。

指導事項

労働基準法第32条違反（労働時間）、長時間労働の削減

- 2 自動車運転者の1か月の総拘束時間が320時間を超えていること及び1日の拘束時間が16時間を超えていること及び勤務終了後に継続8時間以上の休息期間を与えていないことについて是正を指導した。

指導事項

改善基準告示違反（最大拘束時間、総拘束時間及び休息期間）

- 3 法定の休憩時間を確保するよう是正を指導した。

指導事項

労働基準法第34条第1項違反（休憩の取得）

指導後の会社の取組

- 人員の増員を図るとともに、荷主と交渉して1日の拘束時間が16時間を超えない運行計画を作成した。また、特定の自動車運転者の拘束時間が長くないよう勤務交番表の見直しを行った結果、時間外労働が36協定の限度時間以内かつ80時間以内、1か月の総拘束時間が293時間以下及び1日の拘束時間が16時間以下となった。
- 運行指示書に休憩場所及び時間を明記し、休憩を取得できる運行体制を確保することで休憩時間を取得できるようにした。

(参考) トラック運転者に係る改善基準告示

1か月の総拘束時間：原則293時間以内（労使協定締結の場合、320時間以内）

1日の最大拘束時間：13時間以内を基本とし、延長する場合であっても16時間以内

2 国土交通省との連携

(1) 地方運輸機関との相互通報

自動車運送事業に従事する自動車運転者の労働条件の改善を図るため、労働基準監督機関と地方運輸機関が、その監督等の結果（改善基準告示違反等）を相互に通報している。

【相互通報制度の実施状況（過去3年間）】

事項 \ 年	平成29年	平成30年	平成31年 令和元年
労働基準監督機関から 通報した件数	11	2	6
労働基準監督機関が 通報を受けた件数	0	0	0

(2) 地方運輸機関との合同監督・監査

自動車運転者の労働時間等の労働条件の確保・改善を図るため、労働基準監督機関と地方運輸機関が連携して、合同で監督・監査を行うことにより、効果的な指導を行っている。

【合同監督・監査の実施状況（過去3年間）】

	平成29年	平成30年	平成31年 令和元年
件数	3	1	1